

木更津市公告第 171 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 234 条第 1 項の規定により、プロポーザル随意契約を次のとおり実施する。

令和 3 年 11 月 15 日

木更津市長 渡 辺 芳 邦



1 公募に付する事項

- (1) 委託業務名 木更津市公共下水道施設等維持管理業務委託（包括的民間委託）
- (2) 委託対象施設
 - ア 木更津下水処理場
 - イ 木更津市公共下水道事業による汚水・雨水ポンプ場（マンホールポンプ含む）
 - ウ 岩根ポンプ場
 - エ 東清団地汚水処理場
- (3) 委託業務場所 木更津市潮浜一丁目 19 番ほか 18 箇所
- (4) 業務履行期間 令和 4 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで
- (5) 委託概要
 - (2) のア～エに掲げる施設に係る運転管理、保守点検・修繕、水質試験、物品調達管理、環境整備・清掃、災害・事故・非常時対応等

2 公募に必要な資格に関する事項

応募者は、本業務を単一企業で受託できるもので、以下の全ての資格要件を満たす者。

- (1) 地方自治体で、現有処理能力 40,000 m³/日（日最大）以上（ただし、処理方式が、標準活性汚泥法又は嫌気・無酸素・好気法に限る。）のもので、水処理、汚泥処理を一連とする下水終末処理場の運転管理業務に関して、公募公告日時点において、過去 10 年以内に 2 年以上の実績を有すること。
- (2) 下水道処理施設維持管理業者登録規程（昭和 62 年建設省告示 1348 号）に基づく、下水道処理施設維持管理業者登録を有すること。
- (3) 業務期間中、「統括責任者」として下水道法施行令（昭和 34 年政令第 147 号）第 15 条の 3 各号に定める資格を有する技術者を配置できること。
- (4) 令和 3 年度木更津市入札参加資格名簿（委託）において、施設等運転管理他業務に登録が認められている者であること。
- (5) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者で、次の各号に該当しないものであること。
 - ア 手形交換所による取引停止処分を受けてから 2 年間を経過しない者、又は当該入札日前 6 ヶ月以内に手形・小切手を不渡りした者。
 - イ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの更正手続開始決定がされていない者。

- ウ 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの再生手続き開始決定がされていない者。
- エ 資格確認申請書類の提出期限から落札者決定までの間、木更津市入札参加資格者指名停止措置要領（昭和 61 年 3 月 14 日施行）に基づく指名停止措置、又は木更津市建設工事等暴力団対策措置要綱に基づく指名除外措置を受けていない者。

3 参加資格の確認等

参加を希望する者は、木更津市公共下水道施設等維持管理業務委託（包括的民間委託）受託者募集要領 6（2）の「参加資格確認申請書」を次のとおり持参により 1 部提出し、参加の確認を受けなければならない。

- （1）申請期間 公告日の翌日午前 9 時から令和 3 年 12 月 10 日午後 5 時までの執務時間中とする。
- （2）申請場所 木更津市潮浜一丁目 19 番地 1 木更津市都市整備部下水道推進室
- （3）申請用紙 申請用紙は、公告日から申請期限までの間、木更津市ホームページからダウンロードするか、木更津市都市整備部下水道推進室にて受領すること。
- （4）提出された資格確認申請書は、原則として公表せず、また無断で使用することはしないものとする。

4 資料の配布及び施設現場の確認

参加希望者には、技術提案書作成及び見積書作成のため、本業務委託関係の仕様書及びその他の資料（以下「仕様書」という。）を配布する。なお、過年度委託報告書等については、次の場所において縦覧に供する。また、対象施設、設備の機能及び状況確認のための施設見学については、別に定めるところにより、別途申し込むこと。

- （1）縦覧期間 令和 3 年 11 月 16 日午前 9 時から令和 3 年 12 月 3 日午後 5 時までの執務時間中とする。
- （2）縦覧場所 木更津市潮浜一丁目 19 番地 1 木更津市都市整備部下水道推進室
- （3）本委託に関する質問
参加を希望する者で業務内容に対する質問がある場合には、令和 3 年 12 月 3 日午前 9 時から令和 3 年 12 月 10 日午後 5 時までに、電子メールにて提出すること。
- （4）回答 回答期限令和 3 年 12 月 17 日までに、電子メールにて回答。

5 技術提案書の提出

参加資格確認申請書を提出した者（以下「提案参加者」という。）は、別に配布する「木更津市公共下水道施設等維持管理業務委託（包括的民間委託）受託者募集要領（以下募集要領という。）に基づき、次により、技術提案書を提出する。

- （1）提出期間 令和 4 年 1 月 21 日、午後 5 時までの執務時間中とする。
- （2）提出場所 木更津市潮浜一丁目 19 番地 1 木更津市都市整備部下水道推進室
- （3）提出書類 募集要領に示す書類
- （4）見積価格 金 1,872,600,000 円に消費税及び地方消費税を加算した額とする。なお、

提出する請負見積価格（5 ヶ年）は上記金額以下とする。

6 技術提案書のヒアリング等

技術提案書のヒアリング等については、次により行なう。なお、ヒアリングに先立ち、技術提案書の事前審査を行い、プレゼンテーション・ヒアリング対象者を限定することがある。

- (1) ヒアリング日時 令和 4 年 1 月 24 日から令和 4 年 2 月 4 日の間で、別途指示する日時に実施する。
- (2) ヒアリング場所 別途指示する場所

7 失格要件

次の要件に一つでも該当するものがある場合は失格となります。

- (1) 提出書類が、本公告、木更津市公共下水道施設等維持管理業務委託（包括的民間委託）受託者募集要領（以下「募集要領」という。）の提出方法に適合しない場合。
- (2) 提出書類が、本公告、募集要領に示された条件に適合しない場合。
- (3) 提出書類に虚偽の内容が記載されている場合。
- (4) 他の応募者のプレゼンテーション・ヒアリングを参観又は聴講した者。
- (5) プレゼンテーション・ヒアリング時に、応募者以外の者が出席した場合。
- (6) 参加資格審査の結果通知により、参加資格があると認められた者が、本業務にかかる契約締結までの間に指名停止措置等を受けた場合。又は、公告・実施要領及び提出書類の参加資格要件を満たさなくなった場合。
- (7) その他本公告、実施要領及び募集要領に違反するなど、不適格と認めた場合。

8 受託予定者の選定方法

木更津市公共下水道施設等維持管理業務委託（包括的民間委託）評価基準による。

9 契約保証金

- (1) 契約保証金の額は、木更津市財務規則第 146 条第 1 項の規定により、契約金額の 10 分の 1 以上とする。
- (2) 木更津市財務規則第 146 条第 3 項の規定に該当するときは、契約保証金を免除する。

10 前金払い及び中間前金払い

- (1) 前金払い及び中間前金払いについては、実施しない。
- (2) 業務委託料の支払いは、契約金額の 60 回均等割り毎月払いとし、端数は最初月に調整を行なう。